

### 3 競争政策等関係

#### (1) 競争政策分野の基本方針

日本経済を活性化し、豊かな社会を実現していくためには、これまでの経済社会構造を見直し、市場における公正かつ自由な競争を積極的に促進することが必要である。このため、独占禁止法等の運用の明確化、執行力の強化等を推進するとともに、消費者の選択の自由や事業者の創意工夫を妨げる規制の撤廃を進めること等により、競争政策を推進する。

また、政府調達システムについては、受注業者間の自由かつ公正な競争を促進し、納税者にとって納得感の高い制度を確立するため、公共工事の適正な施工の確保を図りつつ、競争的環境の一層の整備を行う必要がある。

#### (2) 執行・事務処理に係る方策

公正かつ自由な競争を促進するため、規制改革とともに競争政策の積極的展開を図ることとし、引き続き、公正取引委員会の審査体制等の充実を含め、独占禁止法の執行力の強化を図り、価格カルテル・入札談合等の同法違反行為に対して、告発を含め厳正かつ積極的に対処する。

また、規制改革後の市場の公正な競争秩序を確保するため、中小事業者等に対する不当な不利益を与える不当廉売、優越的地位の濫用等の不公正な取引方法に対し、厳正かつ積極的に対処する。取り分け不当廉売事案については、関係省庁から人員の派遣を受けるなどして、申告のあった事案に対しては、可能な限り迅速に処理することとし、大規模な事業者による不当廉売事案又は繰り返し行われている不当廉売事案で、周辺の販売業者に対する影響が大きいと考えられるものについては、周辺の販売業者の事業活動への影響等について個別に調査を行い、問題のみられる事案については厳正に対処するとともに、必要に応じ、その後の価格動向のフォローアップを行う。

さらに、規制緩和後において、規制に代わって競争制限的な行政指導が行われることのないよう、「行政指導に関する独占禁止法上の考え方」の趣旨を踏まえ、関係省庁は、公正取引委員会と事前に所要の調整を図る。いわゆる民規制の問題については、公正取引委員会は、独占禁止法違反行為に対し同法に基づき厳正に対処するほか、その実態を調査し、競争制限的な民間慣行についてその是正を図るとともに、その背後に競争制限的な行政指導が存在する場合には、公正取引委員会及び関係省庁がその早急な見直しに取り組む。行政が何ら関与していない

場合には、関係省庁は、関与していない旨を改めて周知するなど、責任の所在の明確化に努める。

### (3) 競争政策分野の重点事項

#### 独占禁止法の執行力の強化

厳正な独占禁止法の執行を図る観点から、現在の独占禁止法の措置体系及び公正取引委員会に付与されるべき権限の在り方についての一体的な検討を行う。

また、悪質な違反行為の摘発を効果的に行い得る方策を検討するとともに、入札談合に関与した発注者側に対する措置について、立法府においてその導入を含めた法整備の動きがあることを踏まえ、必要な検討を行う。

#### 規制産業における競争の促進

電気事業、ガス事業、電気通信事業、運輸事業などのうち、従来、新規事業者の参入が制限されていた規制産業における競争的仕組みの導入等に当たって、公正取引委員会は、所掌事務を遂行する上で必要に応じ、競争促進の観点からこれらの産業における競争の状況を調査し、改善の余地がある場合には政策提言等を行う。また、これらの規制産業については、事業所管官庁と公正取引委員会が、ガイドラインの策定を含めて、競争にかかわる制度の新設、見直しについて必要な連携を行う仕組みについて検討を行う。

#### 一般集中規制の見直し

持株会社規制、大規模会社の株式保有総額制限、金融会社の株式保有規制について、事業支配力の過度集中を防止するために必要な範囲以上に事業活動を制約することがないように、現行の外形的な規制を見直す。

#### 景品類に関する規制の見直し

ホームページ上で景品類を提供する際の運用基準を明確化するなど、商取引の態様、経済状況、消費者の購買行動等の変化に応じ、景品類に関する規制の見直しを図る。

#### 公共工事等における一般競争入札の拡大等

政府調達システムにおいては、競争的かつ透明性の高い制度整備及び運営を図ることにより、公正な手続に基づく低価格かつ高品質な公共工事等の受発注を実現し、納税者に納得感の高い制度を確立するとともに、業者間の公正な競争を促進する。

(4) 個別事項

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
独占禁止法等の執行の強化 (公正取引委員会)	a 厳正な独占禁止法の執行を図る観点から、現在の独占禁止法の措置体系及び公正取引委員会に付与されるべき権限の在り方についての一体的な検討を開始する。	重点・競争(1)	検討開始	検討	
(公正取引委員会、総務省)	b 公正取引委員会の体制強化を図るとともに、公正取引委員会の位置付けについて、規制当局からの独立性及び中立性等の観点からよりふさわしい体制に移行することを検討する。	重点・競争(1)	体制強化について措置体制移行について検討		
(公正取引委員会)	c カルテルに対する現行の課徴金制度について、悪質な違反行為の摘発を効果的に行い、カルテルや談合の抑止を図るために、恣意性を排除し、かつ透明性を確保した上で、調査に積極的に協力し、かつ違法性の低い事業者に対する課徴金の減額措置の必要性・導入の可能性のほか、必要に応じて有効な調査、検査の在り方などを含めて、公正取引委員会の審査活動の実効性を高める方策について検討する。	計画・競争	検討・結論	検討(aと一体的に更なる検討)	
(公正取引委員会)	d 不当な取引制限の罪等の法人等に対する罰金刑の上限を引き上げるとともに、独占禁止法第6条、第8条第1項第2号及び同項第3号違反行為について、違反行為が既になくなっている場合にも、法的措置を講ずることが出来るようにする。 (第154回国会に係る法案提出)	要望等	法案提出	法案成立後公布、施行	
入札談合に 関与した発注者側 に対する措置の 導入 (公正取引委員会)	入札談合に関与した発注者側に対する措置について、公正かつ自由な競争を促進する観点から、独占禁止法違反行為の排除及び再発防止を図るために、立法府において入札談合に関与した発注者側に対する措置の導入を含めた法整備の動きがあることを踏まえ、必要な検討を行う。	計画・競争	検討	検討(結論)	
規制産業における競争の促進 (公正取引委員会)	電気事業、ガス事業、電気通信事業、運輸事業などのうち、従来、新規事業者の参入が制限されていた規制産業における競争的仕組みの導入等に当たって、公正取引委員会は、所掌事務を遂行	計画・競争	必要に応じて実施	必要に応じて実施	

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
<p>員会、総務省、経済産業省、国土交通省)</p>	<p>する上で政策提言等を行う必要があれば、今後も競争促進の観点からこれらの産業における競争の状況を調査し、改善の余地がある場合には積極的に政策提言等を行う。</p> <p>また、上記の規制産業については、競争を促進する観点から、事業所管省庁と公正取引委員会が、ガイドラインの策定を含めて、競争にかかわる制度の新設、見直しについて必要な連携を行う仕組みについて検討を行う。</p>		検討(逐次結論)		
<p>一般集中規制(持株会社規制、大規模会社の株式保有総額制限、金融会社の株式保有規制)の見直し(公正取引委員会)</p>	<p>a 大規模会社の株式保有について、資本の額又は純資産額という形式的な基準による規制を廃止する。</p> <p>持株会社の公正取引委員会への届出、報告基準を引き上げる。</p> <p>金融会社による他の国内の会社の株式保有について規制している独占禁止法第11条について、証券会社、無尽会社、信託会社をその規制対象から外すとともに、適用除外株式を拡大し、また、保険業法等との整合性を確保するなど、その在り方の見直しを検討し、規制対象範囲の縮減を図る。</p> <p>(第154回国会に関係法案提出)</p>	<p>重点・競争(3)A〔計画・競争〕要望等</p>	<p>法案提出</p>	<p>法案成立後公布、施行</p>	
	<p>b 平成9年の独占禁止法改正後の持株会社の実際の状況、経済実態等も踏まえ、過度に持株会社を規制することのないよう、「事業支配力が過度に集中することとなる持株会社の考え方」(持株会社ガイドライン)を見直す。</p>	<p>重点・競争(3)イ</p>		<p>措置</p>	
<p>景品類に関する規制の見直し(公正取引委員会)</p>	<p>電子商取引など新しい形態の商取引の普及に対応するために、現行の景品類に関する規制について早急に検討を行い、ホームページ上で景品類を提供する際の景品規制に関する運用基準など、電子商取引における景品類の規制についての運用基準を明確化する。</p> <p>【インターネット上で行われる懸賞企画の取扱いについて(平成13年4月26日公表)】</p>	<p>計画・競争</p>	<p>措置済</p>		
<p>民事的救済制度</p>	<p>制度の実施状況を注視しつつ、事例の蓄積を待って必要性が認められる場合には、私人による差</p>	<p>計画・競争</p>	<p>必要性が認められる場合、検討</p>		

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
(公正取引委員会)	止め請求ができる独占禁止法違反行為として、私的独占及び不当な取引制限を対象とすることを含めて、民事的救済制度を更に充実した制度とするための検討に着手する。				
独占禁止法違反に係る警告及び注意の在り方 (公正取引委員会)	現在行われている警告や注意の内容公表について、引き続きこれを励行するとともに、今後とも、警告及び注意については適切な運用が行われるよう対処する。	計画・競争	引き続き励行	引き続き励行	
電気通信事業分野における独占禁止法上及び電気通信事業法上の考え方の明確化 (公正取引委員会、総務省)	a 電気通信事業分野における公正な競争を促進する観点から、独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為や、競争を一層促進する観点から事業者が採ることが望ましい行為の具体的事例を示した独占禁止法上及び電気通信事業法上の指針を平成13年中に取りまとめ、公表する。 【電気通信事業分野における競争の促進に関する指針(平成13年11月30日)】	計画・競争	措置済		
	b また、上記指針について、平成14年中に見直しを行うとともに、その後も必要に応じて逐次見直しを行う。			見直し	必要に応じて逐次見直し
景品表示法における表示規制の見直し (公正取引委員会)	消費者が商品選択するに当たっての重要情報の開示の在り方など、現行の景品表示法上の不当表示規制について見直しを検討し、所要の措置を講ずる。	要望等	検討	結論、措置	
対消費者電子商取引に係る独占禁止法上の考え方の明確化 (公正取引委員会)	対消費者電子商取引に関して、消費者保護の観点から電子商取引上の表示に対する景品表示法上の対応や消費者に分かりやすい表示の在り方について、「消費者向け電子商取引への公正取引委員会の対応について - 広告表示問題を中心に - 」を平成13年1月に公表したところであるが、平成13年中に電子商取引の実態を適宜把握し、必要に応じて見直しを行う。	計画・競争	必要に応じて逐次見直し		

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
ソフトウェアライセンス契約等に関する独占禁止法上の考え方の明確化 (公正取引委員会)	ソフトウェアライセンス契約等について、競争政策の観点から実態を把握し、平成13年度末を目途に独占禁止法上の考え方の明確化を図る。 【ソフトウェアと独占禁止法に関する研究会の報告書(平成14年3月20日公表)】	計画・競争	措置済		
本部経営者による加盟希望者への情報開示事項の充実 (経済産業省) <流通イの再掲>	現在中小小売商業振興法施行規則において定められている本部経営者による加盟希望者に対する「フランチャイズ契約締結時の書面記載及び事前説明義務」の対象となる個別事項について、当該制度が経済社会全体に持つ費用対効果の分析を含め、早急な実態把握を行うとともに、それに基づいた制度面での対応を図る。	重点・競争(2)	検討	措置(4月施行予定)	
フランチャイズ・ガイドラインの見直し (公正取引委員会) <流通イの再掲>	「フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について」を、公正な情報開示・取引が一層促進されるよう、現在のフランチャイズ・システムにおける新たな問題の発生も踏まえて、見直す。	重点・競争(2)	検討	措置(4月策定・公表予定)	
サービス業など小売業以外のフランチャイズに関する実態把握と情報開示を含めた制度の在り方の検討 (経済産業省) <流通イの再掲>	近年、小売業以外のフランチャイズ産業のウェイトが高まっている実態にもかんがみ、フランチャイズ・チェーンシステムの普及促進等による中小企業・ベンチャー企業の健全な発展を図るため、サービス業などの小売業以外のフランチャイズについては、その実態把握を十分に行い、上記の現行法制上のルールに加え、契約締結時の情報開示を含めた制度の在り方について、早急に検討する。	重点・競争(2)		実態把握  制度の在り方については実態把握を踏まえ早急に検討	

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
<p>公共料金 (内閣府及び関係省庁)</p> <p>(内閣府及び関係省庁)</p> <p>(内閣府)</p>	<p>民間事業に係る公共料金制度について、低廉で良質なサービスの確保を図るため、「今後の公共料金の取扱いについて」(平成6年11月18日閣議了解)を踏まえ、競争的環境の整備、事業の効率化の促進に併せ、事業の内容・性格等を勘案しつつ、価格設定の在り方の見直し、料金の多様化、弾力化を推進する。</p> <p>a 平成12年8月1日の物価安定政策会議提言を踏まえ、個別事業分野における情報公開ガイドラインの策定等を通じ、所管する公共料金の情報公開に速やかに取り組む。また、進ちよく状況について、2年後を目途にフォローアップを行う。</p> <p>b 公共料金分野における参入規制、価格設定方式、情報公開等に係る制度改革に関する課題について検討を行う。</p>	<p>計画・競争 a</p> <p>計画・競争 b</p>	<p>逐次実施</p> <p>フォローアップ</p>		
<p>公共工事における一般競争入札方式の拡大 (国土交通省、総務省及び関係省庁)</p>	<p>国及び一定の政府関係法人の工事について、後記のような不良・不適格業者の排除及び適正な施工の確保のための措置を強化するとともに、一般競争入札方式の拡大を逐次行う。また、地方公共団体が実施する工事についても、国の動向を踏まえつつ、同様の観点から、一般競争入札方式の拡大を図るよう要請する。</p>	<p>重点・競争 (4) ア (ア)</p>	<p>逐次実施</p>		
<p>指名競争入札方式の改善 (総務省)</p>	<p>地方公共団体が指名競争入札方式により工事又は製造の請負の契約を締結しようとする場合については、後記のような不良・不適格業者の排除及び適正な工事の施工の確保のための措置の強化、審査体制の整備等と並行して、国の工事の場合と同様の低入札価格調査制度への移行等を検討する。この場合、都道府県及び政令指定都市は、他の市町村と比して適正な工事の施工の確保のための措置等が採りやすい実情にあるので、その実施する指名競争入札方式を採る工事については、低入札価格調査制度への早期移行に向けた検討に着手する。</p>	<p>重点・競争 (4) ア (イ)</p>		<p>検討</p>	

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
不良・不適格業者の排除の徹底 (国土交通省及び関係省庁)	指名停止措置を行う場合は、一般競争入札においては指名停止期間中は入札に参加させない旨を競争参加資格に明記するとともに、指名競争入札においても、同様に指名基準に明記するなど、競争入札において、一定の悪質な行為を行った者について、その事実があった後一定期間は入札に参加させないこととする。	重点・競争(4)イ(ア)	継続的に実施		
履行保証制度の見直し (国土交通省)	一般競争入札の対象となるような大規模工事について、長期間にわたる工事に必要なファイナンスが十分できる経営力のある企業が入札に参加する仕組みとして、入札参加時点で入札参加企業にあらかじめ金融機関等による保証を求める制度の導入などの履行保証制度の見直し(履行義務を果たさなかった場合に発注者が被った損害の填補等の在り方を含む。)について早期に検討を開始する。	重点・競争(4)イ(イ)	検討開始	取りまとめ	
監督・検査の外部委託の積極的推進 (総務省、財務省、国土交通省及び関係省庁)	前記、と並行して、発注した工事の監督や検査について、会計法及び地方自治法施行令の規定の下での監督・検査の外部委託を積極的に活用する。 また、その実施状況も踏まえ、必要があれば更なる監督・検査の外部委託の活用についても検討する。 また、行政改革及び雇用創出の観点も踏まえ、監督・検査の外部委託の積極的な活用を検討する。	重点・競争(4)イ(ウ)	継続的に推進(活用、検討)		
21リース契約等の契約方式の改善 (関係省庁)	政府調達における、事務機器や情報機器のリース契約等(これら機器の保守を含む。)の在り方を改善する観点から、これらの契約等の実態について調査を行う。	重点・競争(4)ウ		措置	